

# 東吉野村新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

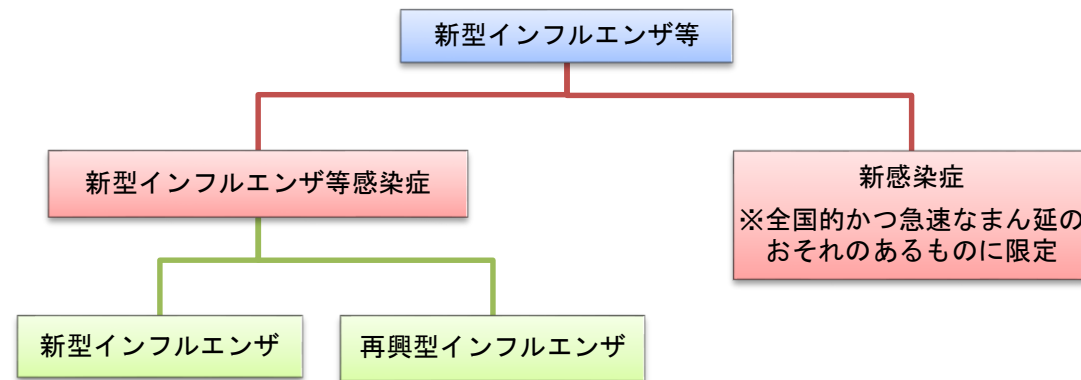
## 1. 策定の背景

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成 25 年 4 月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）により、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症が発生した場合には、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、地方公共団体等に求められる責務と対策が示されている。

今回、こうした国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ、特措法第 8 条の規定に基づき「東吉野村新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行うこととした。

## 2. 対象となる感染症

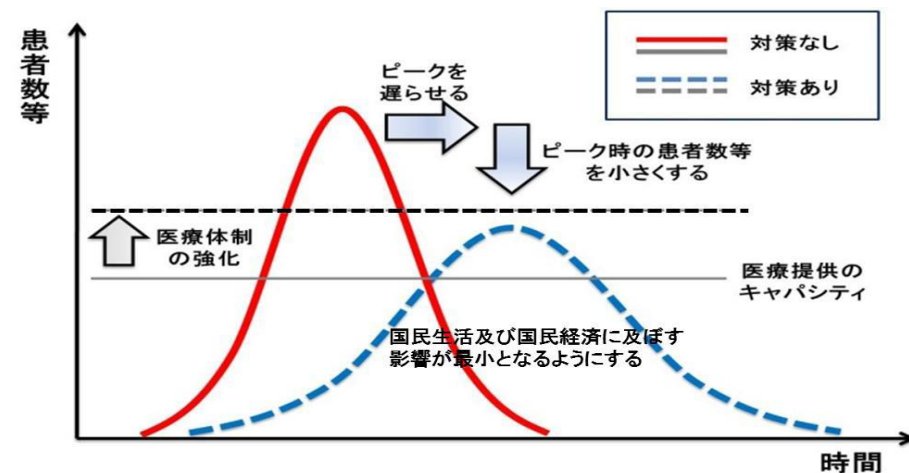


## 3. 目的及び基本的な戦略

次の 2 点を柱として、国・県・関係機関と連携し、柔軟に対策を講じる。

- （1）感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。
- （2）村民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

### <対策の効果>



### <被害想定>

	全国の想定	奈良県の想定	東吉野村の想定
人口（平成 22 年）	約 1 億 2,806 万人	約 140 万人	2,143 人(国勢調査)
罹患者数（25%）	約 3,200 万人	約 35 万人	535 人
医療機関を受診する患者数	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人	約 14 万人～約 27 万人	230 人～445 人
死亡者数	約 17 万人～約 64 万人	約 1,900 人～ 約 7,000 人	3 人～10 人

## 4. 計画の主な内容

発生段階別に、サーベイランス、情報提供・共有、水際対策、まん延防止、医療、予防接種、生活環境・経済の安定確保について対策を図る。（別添「東吉野村における発生時期別新型インフルエンザ等対策」参照）

### <発生段階>

発生段階（国）	発生段階（県・村）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
国内発生早期	地域未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内は患者が発生していない状態。
	地域発生早期	県内（村内）で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者について接触歴が確認できる状態。
国内感染期	地域感染期	県内（村内）で新型インフルエンザ等が発生し、罹患者の接触歴が確認できなくなった状態。 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。

(別添)東吉野村における発生時期別新型インフルエンザ等対策

対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期	小康期		
			地域未発生期	地域発生早期	地域感染期			
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国及び県の要請に応じて適宜協力</li> <li>◇地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて)</li> </ul>							
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国・県が発する情報を必要に応じて住民に提供する</li> <li>◇関係機関と連携し、児童生徒等への感染症や予防方法についての知識の提供及び指導を行う</li> <li>◇可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する</li> <li>◇予防策や行動計画について、広報やCATV、ホームページ等で周知する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国や県からの情報を必要に応じて住民に提供する</li> <li>◇関係部署間での情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する</li> <li>◇相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応する</li> <li>◇ヒト-ヒト間での感染の可能性は誰にでもあり、それが責められるようなことではないという認識を市民が持つように情報提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住民への情報提供を実施するとともに混乱防止及び注意喚起をはかる</li> <li>◇家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する</li> <li>◇学校の臨時休業時の対応等について周知する</li> <li>◇電話相談の対応時間を拡大するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る</li> </ul>		/			
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国及び県の要請に応じて適宜協力</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇対策の終了(終了時期は国の判断に従う)</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国の要請に応じ、国の評価に協力する</li> </ul>	
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇個人における対策の普及</li> <li>◇国及び県の要請に応じ、適宜協力</li> </ul>							
医療	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の医療体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇帰国者・接触者外来の整備</li> <li>◇帰国者・接触者相談センターを吉野保健所に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇帰国者・接触者相談センターの充実・強化</li> <li>◇医療体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇在宅患者への支援</li> <li>◇医療機関・薬局における警戒活動</li> </ul>	/		
	村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇県が行う地域の医療体制の整備に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇帰国者・接触相談センターについての周知</li> <li>◇村内における医療体制の整備</li> <li>◇村内での患者発生に備えた患者の搬送・移送体制の整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇在宅患者への支援</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>◇村は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す</li> </ul>
予防接種	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の対象者を把握しておく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇対象者に特定接種を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇対象者への特定接種の継続</li> </ul>			/	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇速やかに接種できる体制を整備しておく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等)の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団接種で実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住民接種の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国の方針に従い再整備を行う</li> </ul>		
生活環境・経済の安定確保	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇食料品、必需品等の確保、配分等の方法について検討</li> <li>◇支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討</li> <li>◇新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施</li> <li>◇要援護者への支援</li> <li>◇相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応する</li> <li>◇その他必要と思われる住民支援</li> </ul>			/	
	埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇死亡者が増加することを考慮し、円滑な埋火葬のための体制を整備しておく(遺体保管場所等の確保)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の準備開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◇火葬体制の整備</li> <li>◇臨時遺体安置所の拡充</li> <li>◇墓地埋葬法の手続きの特例に基づく埋火葬に係る手続き</li> </ul>		

従来の計画を評価、第二波に備える